

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

11

No.281 | Nov. 2024

セミナーレポート

「ザ・ファミリー
オフィス！」
が開催されました

年内に済ませたい 税務のこと

〈社長の履歴書〉株式会社フジモト 藤本学氏
〈経営者のミカタ〉資金調達手法の解説と投資育成会社
〈オフィスレポート〉横浜関内事務所

万全の準備で
税務対策を！



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます

特集

年内に済ませたい 税務のこと

気がつけば、もう11月。
今年も残りわずかとなりました。
税務には「年内」が期限のものが多く、
早めの準備が重要です。
年末の忙しさに追われる前に、
今から計画的に対応することをおすすめします。
今回は、年内に確認しておきたい税務対策をまとめました。
ぜひ、参考にしてください。

万全の準備で税務対策を！



新宿ミライナタワー事務所
法人ソリューショングループ
チーフコンサルタント
税理士
長井 宙子



東京ミッドタウン八重洲事務所
プライベートウェルスマネジメント部
チーフコンサルタント
永坂 倫子

法人 税務 Point-1

株式移動の検討

事業承継対策の重要項目に自社株式の移動があげられます。株式の評価方法の1つに類似業種比準価額があります。この価額算定で使用する業種目別株価などは、国税庁が公表するものであり、年を越すことによって使用する金額が異なってきます（下記計算式の 着色文字部分）。

$$\begin{array}{c} \text{類似業種株価} \\ \times \end{array} \frac{\begin{array}{c} \text{評価会社の} \\ \text{1株当たり配当} \\ \text{類似業種の} \\ \text{1株当たり配当} \end{array} + \begin{array}{c} \text{評価会社の} \\ \text{1株当たり利益} \\ \text{類似業種の} \\ \text{1株当たり利益} \end{array} + \begin{array}{c} \text{評価会社の} \\ \text{1株当たり純資産} \\ \text{類似業種の} \\ \text{1株当たり純資産} \end{array}}{3} \times \begin{array}{c} \text{斟酌率} \end{array}$$

ここに
注目！



業種目別株価でコロナの影響の残る令和4年の株価を使って計算（2年平均）する方が有利である場合や、路線価が今後下がる見込みがないだろうと考える場合は、**株価が少しでも低い年内に移転を考えたい**ところです。

法人 税務 Point-2

賃上げ促進税制の検討

令和6年4月1日以降に開始する事業年度より、中小企業に対して、繰越控除制度（5年間）が適用されます。これまでは賃上げを行っても、その年に赤字が発生した場合には賃上げ促進税制の適用ができませんでしたが、控除額のうち控除できない金額がある場合には5年間繰り越せるようになったことで税額控除を受けやすくなりました。

ここに
注目！



中小企業の場合、全雇用者の給与など支給額の**前年度+1.5%で15%、前年度+2.5%で30%を税額控除できます**（ただし、控除上限額は法人税額などの20%）。

法人 税務 Point-3

申告書の控えに受領日付印の押印がなくなる

令和7年1月から、申告書などの控えに受領日付印の押印が行われなくなります。これまで紙で申告していた場合には、電子申告への切り替えを検討していく必要があるでしょう。

ここに
注目！



申告書などの電子化によりペーパーレス化が一層進みます。
環境負荷低減やオフィススペースの有効活用、業務効率の向上につながります。



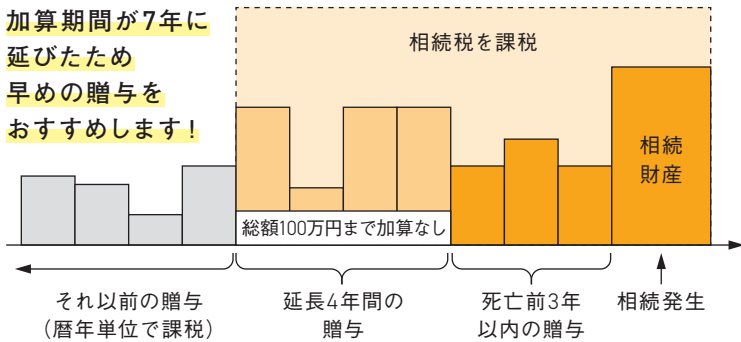
生前贈与で相続対策

暦年課税

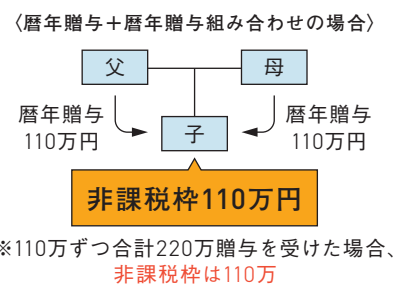
令和6年1月1日以降に受けた贈与について、暦年課税贈与の持ち戻し期間が延長されました。加算期間は、令和9年1月1日から順次延長されます。

- 基礎控除110万円
- 暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用
- 相続時には死亡前7年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税
・改正前は加算期間3年 ・延長期間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算なし

加算期間が7年に延びたため、**早めの贈与をおすすめします！**



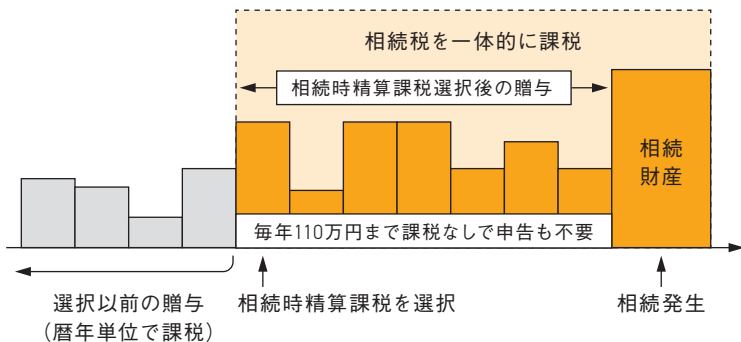
暦年課税における基礎控除



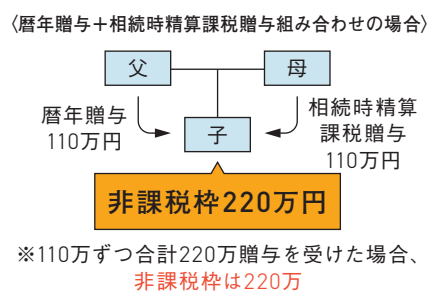
相続時精算課税（暦年課税との選択制）

相続時精算課税適用者が令和6年1月1日以降に受けた贈与について、暦年課税の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できるようになりました。

- 基礎控除110万円（暦年課税の基礎控除とは別途措置）
- 贈与時に贈与税を納付（累積贈与額2,500万円を超えた部分に一律20%課税）
- 相続時には累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（基礎控除年間110万を控除した残額）



相続時精算課税における基礎控除の創設



ここに注目！

相続時精算課税贈与について、**毎年110万円の非課税枠**が創設されました！

令和7年から始まるミニマムタックスの前に

令和5年度の税制改正で、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」の措置が設けられました。高所得者層ほど所得に占める株式や不動産の割合が高いことから、高所得者層で所得税の負担率が低下する逆転現象が生じないように、所得税の見直しが行われました。

ミニマムタックスとは…その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の通常の所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税が課税されます。

$$(\text{基準所得金額} - 3.3\text{億円}) \times 22.5\% - \text{通常の所得税額} = \text{追加納税額}$$

※基準所得金額 ・確定申告を要しない配当所得や上場株式などの譲渡所得、退職所得も含まれます。
・国内預貯金の利子や、NISA制度およびスタートアップ再投資制度による非課税金額は含まれません。

ここに注目！

令和7年分以降の所得税に適用されます。そのため、来年以降に株式や不動産の売却を予定されている方は、**年内の売却を含め検討しましょう！**

確定申告

令和6年分の所得税確定申告書の提出期間は令和7年2月17日（月）から3月17日（月）までです。できることはしっかりと年内に済ませましょう。



医療費控除

1月1日から12月31日までの1年間で10万円を超える医療費を支払った場合、確定申告をすることで**所得税などが軽減**されます。迷っている治療があれば年内のうちに試みてはいかがでしょうか。

〈医療費控除の対象となる例〉

・治療または療養に必要な医薬品の購入の対価 など

〈医療費控除の対象外となる例〉

・ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金 など

ふるさと納税

ふるさと納税は、1月1日から12月31日まで、年間を通じて申し込むことができます。ふるさと納税の返礼品は受け取った年の一時所得の対象となりますので気をつけましょう。



株式について

上場株式等の譲渡損失については、確定申告をすることで他の特定口座等の譲渡益と「**損益通算**」が可能です。「損益通算」してもなお損失が残る場合、**3年間の繰越控除**が可能です。

ご不明な点は辻・本郷 税理士法人の担当者にご相談ください！



社長の履歴書

56

President's
Resume

従業員が

幸せでなければ

意味がない

辻・本郷 税理士法人が

お取引させていただいている企業のトップにフォーカスし、
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、株式会社フジモト

代表取締役の藤本学さんです。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

株式会社フジモト
代表取締役

藤本学氏

地元根付いた 建設機械レンタル企業

1973年に建設機械の修理業として創業し、現在は秋田県北秋田市を拠点に、建設機械のレンタル業を主に展開している株式会社フジモト。代表取締役である藤本学さんは三代目として経営を担っています。

藤本さんは東京の大学を卒業後、東京の企業に就職しました。当初は秋田に戻ることを考えていませんでしたが、次第に故郷秋田への思いが募り、2004年に25歳で秋田へ戻って株式会社フジモトに入社。31歳で社長に就任しました。

親子の確執を乗り越えて

父親である先代社長とは、経営方針の違いにより激しい衝突を幾度となく繰り返しました。先代はいわゆるワンマンタイプ。会社のあらゆることを掌握しながら経営を進めるスタイルでしたが、藤本さんは従業員に権限を委譲し、現場に任せるという考え方。お互いが譲らず、社長就任後の数年間は確執が続きましたが、藤本さんは自分のやり方を通し結果を出したことで、最終的には父からも認められることにな



りました。「当時は激しくぶつかりましたが、それでも父は『親父に喧嘩を売ってくるような息子じゃないと会社を継ぐことはできない。それぐらい強気じゃないとダメだ』と近しい人にはもらしていたようです」と、藤本さんは振り返ります。

藤本さんは「従業員が幸せでなければ意味がない」という信念のもと、売り上げだけを追求するのではなく、労務環境の整備や働きやすい職場作りに尽力してきました。営業プロセスからサポートまでの業務フローを体系化し、マニュアル化することで、従業員は効率的かつ適切な顧客対応ができるようになりました。また、基幹システムを同社に合った形にカスタマイズし、業務管理や勤怠管理を一元化。複雑な業務をシンプルで効果的に進めることが可能となり、従業員の負担を軽減し

ています。「従業員には1秒でも早く帰宅して、リラックスした時間を過ごしてほしい。プライベートが充実すれば、それが結果として仕事への意欲につながるのです」と、藤本さんは話します。

地域社会の 活性化を目指す

これまで同社は、単なる建設機械レンタル業にとどまらず、常に顧客の課題に寄り添い、ニーズに応える姿勢を大切にしてきました。そして、その視野は地域社会へと広がっています。「北秋田市では経営者の高齢化に伴い、廃業する企業が増えています。地域の活力を維持するために、地元企業を引き継ぐなどの手助けを通じて、地域活性化に貢献していきたいと考えています」と、藤本さんは抱負を語ります。

株式会社フジモト

1973年に創業。1982年に有限会社藤本重機整備を設立し、1988年に建設機械レンタル事業を開始。1993年には商号を現在の株式会社フジモトに改める。建設会社にとっての頼もしいパートナーとして地域社会の発展に貢献している。

🌐 <https://www.kkfujimoto.net/>
📍 秋田県北秋田市坊沢字深閑沢25-50
☎ 0186-67-7101



BIOGRAPHY

1979年生まれ

・2004年
株式会社フジモト入社

・2008年
常務取締役 就任

・2010年
代表取締役 就任

経営者のミカタ

ワンポイントで
経営者をサポート
Corporate resource column

This month's theme

資金調達手法の解説と投資育成会社



青森事務所
里村 慶男

経営者の皆さまは中小企業投資育成株式会社をご存知でしょうか。中小企業投資育成株式会社法に基づいて設立・活動している国の政策実施機関であり、投資育成会社のご利用はさまざまな経営課題へのソリューションとなります。今回は資金調達手法の解説と投資育成会社についてご案内したいと思います。

資金調達手法

・デット・ファイナンス

デット(Debt)は負債を意味し、金融機関や投資家からお金を借り入れることで資金を調達する金融手法です。例として、銀行融資・社債発行などがあります。デットによる資金は返済義務があるのはご存知の通りです。貸借対照表上では負債の増加を伴い、調達した負債を他人資本と呼びます。

・エクイティ・ファイナンス

エクイティ(Equity)は資本を意味し、株式を発行することで資金を調達する金融手法です。例として、第三者割当増資・株主割当増資などがあります。エクイティによる資金は原則として返済義務はありませんが、出資者の議決権と株主配当などに留意する必要があります。貸借対照表上では資本の増加を伴い、調達した資本を自己資本と呼びます。

・メザニン・ファイナンス

メザニン(Mezzanine)は中間を意味し、デットとエクイティの中間的な金融手法です。例として、優先株式・新株予約権付転換社債などがあります。

投資育成会社

中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業に対する投資などの事業を行うことを目的としています。株式会社の設立に際して発行する株式の引受および保有、株式会社の発行する株式・新株予約権・新株予約権付社債などの引受および保有を主な事業の範囲とし、引受の際の株式の価額は、国税庁と中小企業庁が合意した算式(1株当たり予想利益をもとにした、収益還元方式)により算定します。投資を受けた後に必要となる事項はありますが、投資育成会社は経営干渉をしません。担保力に頼らない資金調達により経営権の安定や株主構成の是正を図ることができます。

借入や社債による一般的な資金調達と併せて、第三者割当増資や新株予約権の発行による資金調達の活用は、中小企業が挑戦的な取組を検討する際に一役買います。地方在住の私としては、地方発地方所在のリーディングカンパニーの出現を切に願っております。成長期や成熟期に直面する経営課題において、適切な資金調達手法を選択いただければと思います。

もっと身近にパブリック

医療・社会福祉・公益法人・
地方公共団体の“今”



仙台事務所
梁川 暢康

医療機関の広告規制について

2024年6月、消費者庁は、ステルスマーケティング(以下、ステマ)をしたとして、ある医療法人に行政処分を下しました。2023年10月にステマを規制する景品表示法の告示が施行されてから、初の行政処分が医療機関であったため、医療業界に波紋を広げています。

違反行為の内容は？

ステマとは、事業者の宣伝であることを隠して、第三者がその事業者の商品・サービスを宣伝する広告手法をいいます。今回の内容は、インフルエンザワクチン接種のために来院した患者(第三者)に、「Googleマップにおけるクリニックのプロフィール欄に★5または★4を投稿したら、ワクチン接種費用を割引く」と伝え、これらの投稿を促すというもので、この行為はステマに該当すると判断されました。

医療機関の広告作成における禁止事項

医療機関の広告については、医療広告ガイドラインの策定により、院外の看板やホームページが法規制の対象と定められているほか、口コミサイトのレビューやSNSも規制の対象となります。医療広告の作成においては、6つの禁止事項を遵守する必要があります。

- ①虚偽広告
- ②比較有料広告
- ③誇大広告
- ④患者の体験談
- ⑤公序良俗に反する内容
- ⑥その他(品位を損ねる内容、他法令に関する広告ガイドライン違反)

近年のデジタル化の進展により、医療機関の広告もSNSや動画配信サービスを活用するなど多様化しています。医療機関は患者が適切に治療などを選択できるよう、客観的で正確な情報の伝達に努め、法令を遵守した広告が求められます。



労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 社会保険労務士 荒井 淳一 〕

健康保険証の廃止とマイナ保険証について

本年12月2日より現行の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードの保険証利用に切り替わります。改正後の医療機関などの受診方法や使用可能期間について、ご案内いたします(今後、国から示される省令や通知などにより、内容に変更が生じる可能性があります)。

①健康保険証について

2024年12月2日に新規発行が廃止されますが、現在お持ちの健康保険証は退職などで資格喪失にならない限り、2025年12月1日まで使用できます。2025年12月2日以降については保険証の自己廃棄が可能です。

②マイナ保険証について

マイナンバーカードに保険証の利用登録をしたものです。まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、取得の上利用登録をすることが必要です(カードの取得は任意です)。

③資格確認書について

マイナ保険証を持っていない方、または保険証の利用登録をしていない方は、保険者から交付される資格確認書を提示すれば、これまで通りの保険診療を受けることができます。

<新規取得者>

2024年12月2日以降、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない方に発行されます。

<既存加入者>

現行の健康保険証の有効期限が切れる前に、マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに発行されます。

④資格情報のお知らせについて

保険証廃止に伴い、自身の資格情報が記載された、「資格情報のお知らせ」が発行されます。(カードリーダーの故障などで)マイナ保険証が利用できない医療機関などでは、マイナ保険証で本人確認を行い、資格情報を伝えることで、保険診療を受けることができます。



あれこれ
相続の
気になる
ちよつと

木村信夫の



辻・本郷 税理士法人
副理事長

ある質問応答記録書の矛盾点

1 被相続人甲から受領していた現金

相続人AとBが2011年と2012年に贈与された現金のうち、2018年〇月の相続開始日に保管していた現金について、税務署は被相続人甲から死因贈与により取得したものである、相続財産になるとして更正処分(税金を増やす処分)と重加算税をかけた事案があります。Aは税務調査で質問応答記録書を取られたので審査請求におよびました。

その中で、Aは「長時間にわたり質問調査が行われ、脅迫により質問応答記録書を取られた」また「電話による調査において、「ヤクザが来る」と脅迫され修正申告書の提出を求められた」と主張しています(2022年12月22日 未公開裁決 3.争点についての主張(1)争点1)。真意は分かりませんが、Aはかなり感情的になったようです。

2 質問応答記録書の要旨

Aが取られた質問応答記録書の概要は以下の通りです。

甲から「①Aの自宅に全部で〇〇〇円(恐らく数千万円)を現金で持って来るけど、自分が亡くなった時に残っていた金額をBと分けて。②ただ、自分の手持ちのお金がなくなったら連絡するから、そこからいくらか自分のところに持ってきて」と言われた。③「Aは、合計で現金〇〇〇円を預かった」④2017年頃から2カ月に1回くらいの頻度で甲から「あのお金少し持ってきてと言われて、現金の一部を甲の自宅に届けて返還した。」⑤AとBは、甲が亡くなった後に、Aが使った現金を含めた全体の現金を2分の1ずつ分け合った。

3 審判所の事実認定と判断

審判所は死因贈与であるか否かについて以下のように事実認定をしました。

『「亡くなった時に残っていた金額」との文言から明らかなように、Aらによる消費を認めていることから、死因贈与の根拠とは言えない」(生前贈与の認定)、「お金を持ってきてと言っているが、実際甲は自分の医療費などを、Aに依頼して甲の通帳から支払っている」(質問応答記録書の事実と相違)、また、更正処分の対象となった現金が、費消した現金、保管していた現金、自宅に届けた現金などのどれかが特定ができない。

以上のとおり、この質問応答記録書に記載された事実は、その前提が成り立たないものであり、死因贈与にかかる事実とは認められない』したがって更正処分も重加算税もすべて取り消されました。

上記2の③と④については一切触れられていないことからすると「預かった」、「返還した」という事実はなかったものと考えられます。

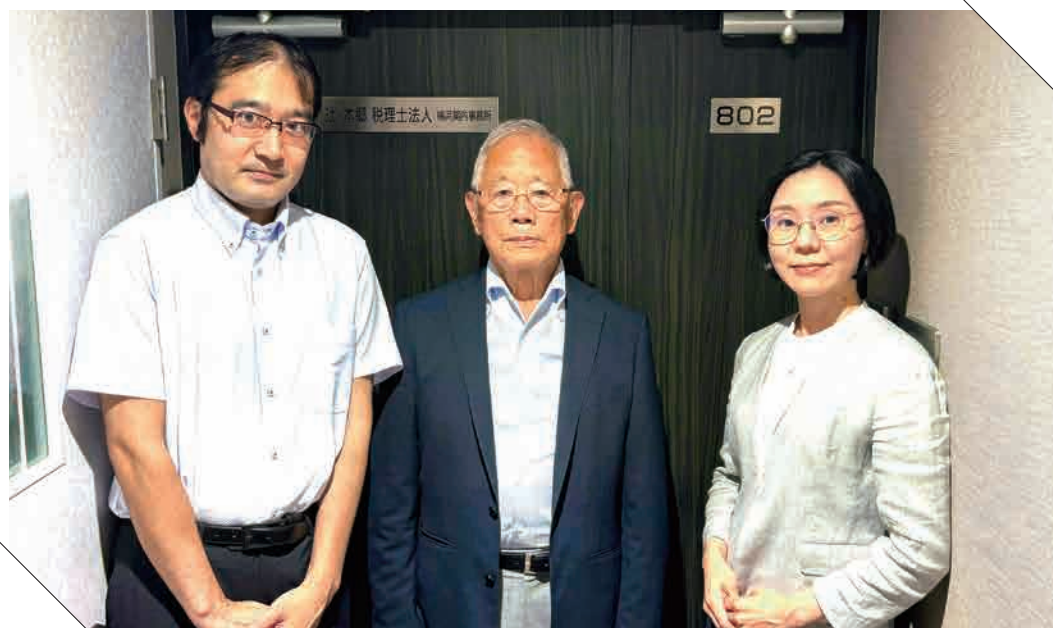


社・本郷 税理士法人

オフィスのレポート

Vol. 56 横浜関内事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第56回目となる今回は、横浜関内事務所からのレポートです。



横浜関内事務所は、関内に開業して約50年となる石岡会計事務所と2024年7月1日に経営統合し、新たなスタートを切りました。JR根岸線の関内駅南口から徒歩5分、横浜市営地下鉄関内駅から徒歩3分、官公庁に近く周囲に飲食店もたくさんある便利な場所にあります。

まちの税理士事務所として、法人顧問業務を中心に日常出会う税に関する小さな疑問から国際税務に関すること、相続のご相談まで税務に関するあ

らゆるお話を伺ってまいりました。

顧問先はさまざまな課題をかかえて日々、大変なご苦勞をされており、当事務所も一体となって今後も共に歩んで行きたいと考えています。そのために職員とともども日々研鑽を重ね、時代の半歩先をいけるように、視野を大きく広げて前進したいと考えます。

「人とDX」をテーマに双方の長所を取り入れて顧問先、職員と力を合わせ、皆で未来を切り開いていく覚悟です。

横浜関内事務所 所長

石岡 淳



大学(横浜市立大学、商学部)卒業以来、約50年、税務会計を中心に経営実務にも力を入れてきました。お客さまとは誠意をもって接することをモットーにしています。オフは音楽を中心にゴルフ、社交ダンスなどを楽しんでいます。

あなたの考える横浜関内の魅力とは？

関内周辺は初めて外国文化が入ってきた歴史跡、音楽、アート、建物などの風景に自然に出会える街です。オフィス街としても古く、落ち着いた雰囲気があります。事務所のすぐ南側には横浜公園があり横浜スタジアムがあります。公園を半周すると横浜中華街が見えてきます。桜木町方面に行くとシックな赤レンガ倉庫と明るい大観覧車、空中散歩などが楽しめ、海側に行くと山下公園、元町にです。また、関内駅南口の旧市庁舎跡には2025年12月に巨大ビルが完成し、スタジアムと合わせて、大きな変化が予想されます。これからさらに魅力的な味わい深い街になっていくことが期待されます。

横浜関内事務所

〒231-0013

神奈川県横浜市中区住吉町2-24 住吉24ビル8階

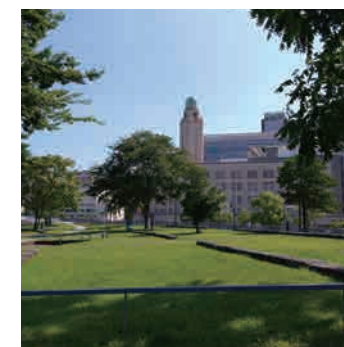
TEL.045-664-5931 FAX.045-664-7479



STAFF RECOMMEND



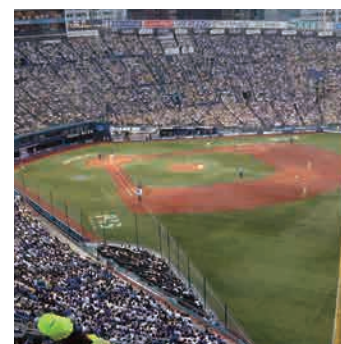
今年で15回目となるクリスマスマーケットをはじめ、さまざまなイベントが行われる赤レンガ倉庫。



象の鼻パークから見る優雅なたたずまいのクイーンズタワー。建物は横浜税関として今なお現役です。



港町横浜を感じさせる山下公園にはバラ園もあり、春には美しい花を目当てに観光客が訪れます。



横浜スタジアムがある横浜公園は事務所から近く、シーズン中はときに大歓声が響いてきます。



点心から最旬スイーツまで、食べ歩きグルメで有名な横浜中華街も賑わいを取り戻しました。



顧問先に向かう途中に歩くイセザキ・モールは、活気があって通り抜けるだけでも楽しいです。

「ザ・ファミリーオフィス！」が開催されました

開催日：2024年9月4日

共催：辻・本郷 税理士法人／辻・本郷 ファミリーオフィス株式会社

会場：辻・本郷 税理士法人 東京ミッドタウン八重洲事務所(カフェテリア)

Web：オンライン配信

2024年は、資産運用をめぐる景色が大きく変わった1年でした。前年末に「資産運用立国」というメッセージが発信され、その柱の1つである「新NISA」が年初から始まりました。『資産を作る、増やす、継承する』（本郷孔洋著）。資産運用セミナーの第一回目の模様をご紹介します。今後も継続的に開催する予定です。

第一部 なぜ、今、資産運用か？ ～辻・本郷 ファミリーオフィスとは？～

第一部は、まず、辻・本郷 ファミリーオフィス社長の浅野恵理より、ファミリーオフィスへの思いをお伝えしました。長年、会計税務を起点に資産承継に関するコンサルティングに携わるなか、運用について中立的なアドバイスが欲しいという声や運用で税負担を賄えないかという声が増加していることから、コンサルティングメニューに運用を組み込み、お客さまのお役に立ちたいというものでした。

続いて、辻・本郷グループ会長の本郷孔洋より、マクロ経済のトレンドと自身の体験を踏まえ「一億総運用の時代」についてお伝えしました。過去のバブル崩壊、リーマンショックは、実体経済と投資家心理のギャップの膨張と収縮であり、立ち直りには時間を要したものの、結局、「資産を作る、増やす」にはフロー面ではなくストック面、とりわけ「長期・定額・積立」に重きを置くべきだというものでした。



第二部 投資のプロが教える 新NISAの年代別おすすめ活用法

第二部は、大和証券ライフプランビジネス部の小出昌平氏をお招きし、新NISAについて分かりやすく解説していただきました。新NISAは制度改正により、飛躍的に使い勝手が向上しましたが、新NISAの有効な活用方法はライフステージによって異なり、年代別に想定されるニーズに合わせた投資パターンについてご提示いただきました。また、直前のマーケット波乱に対する見通しについて、目先の変動ではなく長期を見据えた投資の重要性について解説がありました。



辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ：メール consuldiv@ht-tax.or.jp
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。[セミナー一覧・お申し込み](#)

【好評につき再配信】意外と知らない不動産M&Aの実態

WEB

参加費無料

【視聴可能期間】2024年11月5日(火) 11:30～11月11日(月) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師：SBI 辻・本郷M&A株式会社 事業承継第二部 部長 一級建築士・宅地建物取引士・ビル経営管理士 林 昭年

【安積塾】国税局の研修資料から学ぶ 遺贈を巡る納税義務者と課税関係

WEB

参加費：¥5,000

【視聴可能期間】2024年11月7日(木) 11:30～11月13日(水) 17:00 (講演時間 約80分)

◎講師：辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

【相続セミナー】国際税務特集 海外移住時の日本の税務

WEB

参加費：¥3,000

【視聴可能期間】2024年11月12日(火) 11:30～11月18日(月) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師：辻・本郷 税理士法人 福岡事務所 シニアコンサルタント 立川 祐子
辻・本郷 税理士法人 プライベートウェルスマネジメント部 マネージャー 税理士 平尾 嘉三

実例で学ぶ健康経営の効果～業績向上のストーリー～

WEB

参加費無料

【視聴可能期間】2024年11月14日(木) 11:30～11月20日(水) 17:00 (講演時間 約40分)

◎講師：ピー・シー・エー株式会社 HR推進／株式会社ドリームホップ HRtech事業本部 ITコーディネータ／健康経営エキスパートアドバイザー 瀬川 丈仁 様

【専門講座】税務署はどこまで情報を持っている？～情報元と範囲～

WEB

参加費：¥5,000

【視聴可能期間】2024年11月21日(木) 11:30～11月27日(水) 17:00 (講演時間 約60分)

◎講師：辻・本郷 税理士法人 顧問 税理士 片 ユカ

30分で押さえる「移転価格税制」(第2回) 移転価格税制の対象者と対象取引

WEB

参加費無料

【視聴可能期間】2024年11月26日(火) 11:30～12月2日(月) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師：辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 酒井 啓二

販売管理を起点に進める基幹業務のDX化ポイントとは？

オンライン

参加費無料

【配信日時】2024年11月27日(水) 14:00～15:00 (講演時間 約60分)

◎講師：株式会社OSK マーケティング本部販売促進課 榎浦 崇 様

※Zoomを利用した
オンライン配信

企業価値の向上につながる！ えるぼし・くるみん取得によるメリット

WEB

参加費無料

【視聴可能期間】2024年11月28日(木) 11:30～12月4日(水) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師：辻・本郷 社会保険労務士法人 特定社会保険労務士 磯野 由佳

相続セミナー

会場

参加費無料

※ご来場いただく会場セミナーとなります。
◎各会場時間共通：座談会 14:00～／相談会 15:00～お申し込み・
お問い合わせは
各事務所まで

【座談会】債務超過の自社株譲渡の注意点～個人貸付金放棄のタイミング～

【札幌】11月27日(水)

◎会場：かでの2・7

◎詳細：札幌事務所 011-272-1031

【新潟】11月26日(火)

◎会場：Work With米山

◎詳細：新潟事務所 025-255-5022

事務所一覧 | 国内90拠点・海外7拠点 (2024年11月現在)

事務所の詳細は当社ホームページよりご確認ください。
<https://www.ht-tax.or.jp/corporate/>



海外拠点

カンボジア プノンペン
ミャンマー ヤンゴン
タイ バンコク
シンガポール シンガポール
アメリカ ニューヨーク
ロサンゼルス
ハワイ

九州・沖縄地方

福岡県 北九州事務所
福岡事務所
久留米事務所
大分県 大分事務所
熊本県 熊本事務所
宮崎県 宮崎事務所
延岡事務所
日向事務所
鹿児島県 鹿児島事務所
沖縄県 沖縄事務所

中国・四国地方

岡山県 岡山事務所
広島県 広島事務所
山口県 長門事務所
高知県 高知事務所

関西地方

京都府 京都事務所
大阪府 関西事務所
兵庫県 神戸事務所

北海道・東北地方

北海道 札幌事務所
青森県 青森事務所
八戸事務所
秋田県 秋田事務所
岩手県 盛岡事務所
遠野事務所
一関事務所
宮城県 仙台事務所
福島県 福島事務所
郡山事務所
いわき事務所

中部地方

新潟県 新潟事務所
長岡事務所
上越事務所
富山県 富山事務所
福井県 福井事務所
山梨県 甲府事務所
大月事務所
長野県 長野事務所
長野中央事務所
松本事務所
岐阜県 岐阜事務所
静岡県 静岡事務所
伊東事務所
愛知県 豊橋事務所
名古屋事務所
三重県 四日市事務所

関東地方

栃木県 宇都宮事務所
宇都宮中央事務所
宇都宮西事務所
茨城県 水戸事務所
潮来事務所
群馬県 高崎事務所
富岡事務所
埼玉県 熊谷事務所
大宮事務所
越谷事務所
川口事務所
所沢事務所
千葉県 柏事務所
千葉事務所
船橋事務所

東京都 亀戸事務所
北千住事務所
秋葉原事務所
東京ミッドタウン八重洲事務所
銀座事務所
蒲田事務所
蒲田駅東事務所
池袋事務所
新宿ミライナタワー事務所
西新宿事務所
新宿センタービル事務所
新宿御苑事務所
新宿HR事務所
代々木事務所
渋谷事務所
練馬事務所

吉祥寺事務所
立川事務所
府中事務所
瑞穂事務所
町田事務所
神奈川県 横浜事務所
横浜スカイビル事務所
横浜関内事務所
センター南事務所
青葉台事務所
横浜井土ヶ谷事務所
大和事務所
厚木事務所
湘南事務所
小田原事務所

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

